

良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）

良好な景観形成の実現にあたっては、市民・事業者、行政等の多様な主体による連携と、様々な制度等の活用等によって、一体的な景観形成を進める必要があります。そこで、景観の形成に関する方針を以下のように定めます。

◆景観形成の主体と役割

- 市民：身近な景観まちづくり活動や、地域のルールづくりを通して、景観形成に対する理解醸成や継続を実現する原動力となる
- 事業者：地域の景観づくりの模範となるような建築物・工作物の建築や緑化、景観まちづくり活動への参加、地域のルールづくりを通して、良好な景観形成に貢献する
- 行政：土地利用規制や支援制度、公共事業の実施を通して、景観形成を支えていく

◆景観形成の実現施策

(1) 景観への理解醸成

- 市民は地区の清掃など、身近なところから景観まちづくり活動に参加します。
- 行政は市民の自主性を育てるため、景観についてのイベント等を実施し広報活動に努めます。

(2) 市民主体によるルールづくりと運用

- 市民・事業者は、景観協定や景観形成住民協定*などを活用してルールを定め、地域ごとのきめ細やかな景観形成に取り組みます。
※景観協定は景観法に基づく協定で、景観形成住民協定は千曲市美しいまちづくり景観条例に基づく協定。

(3) 組織・体制づくりとその連携

- 行政は市民・事業者への情報提供や、様々な団体との連携を図るための担当セクションの充実を図ります。
- 市民・事業者は、商工会や旅館組合などの様々な団体による景観形成への自主的取り組みを積極的に行い、行政はそれら団体に対する支援を行います。
- 事業者は、景観形成の模範となる建築物の建築等及び工作物の建設等に努めます。

(4) 制度・事業の実施による保全・整備

- 景観法や都市計画法・建築基準法等によって定められた多様な制度を活用し、大規模開発行為等の規制・誘導、景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設（道路、橋、公園、河川）の指定等を行います。また、事業等の実施により積極的な景観形成を図ります。

(5) 長期的視点で継続的な取り組み

- 景観計画に基づく仕組みと活動を継続するため、計画の内容の周知や時代の情勢に応じた計画内容の見直しを行います。
- 景観形成の取り組みを人から人へ引き継いでいくよう努めます。

千曲市景観計画のあらまし

緑豊かな山々に囲まれ、千曲川の両岸に開けた、わたくしたちのまちは、日本最大級の竪穴式石室を有する森將軍塚古墳、条里制遺構、日本一のおんすの里、名勝「姨捨（田毎の月）」、土壁と蔵のまち、古くから例大祭が続けられている武水別神社、旅情豊かな戸倉上山田温泉など、固有の歴史と豊かな文化を育み、誇れる景観資源を有しています。

わたくしたち市民は、この自然・歴史・文化を市民共通の財産として、ともに力を合わせて大切に守り、育てるとともに、千曲市にふさわしい景観づくりを進めることによって、愛着と誇りのもてる潤いのある美しいまちとして、これを次代の市民に引き継いでいくことを決意し、ここに千曲市美しいまちづくり景観条例を制定します。

（千曲市美しいまちづくり景観条例 前文）

千曲市景観計画とは

●景観法及び景観条例に基づく計画

景観形成の計画区域や方針、制限内容などを定めた計画です。

●計画区域は千曲市全域

全ての地形が千曲市の景観の特性であることなどから、景観計画区域を千曲市全域（119.79km²）としています。

また、千曲市を代表する個性ある地域については、重点的かつ段階的に景観形成を進めるため、地域の理解と賛同を得ながら、景観形成重点地区を指定します。

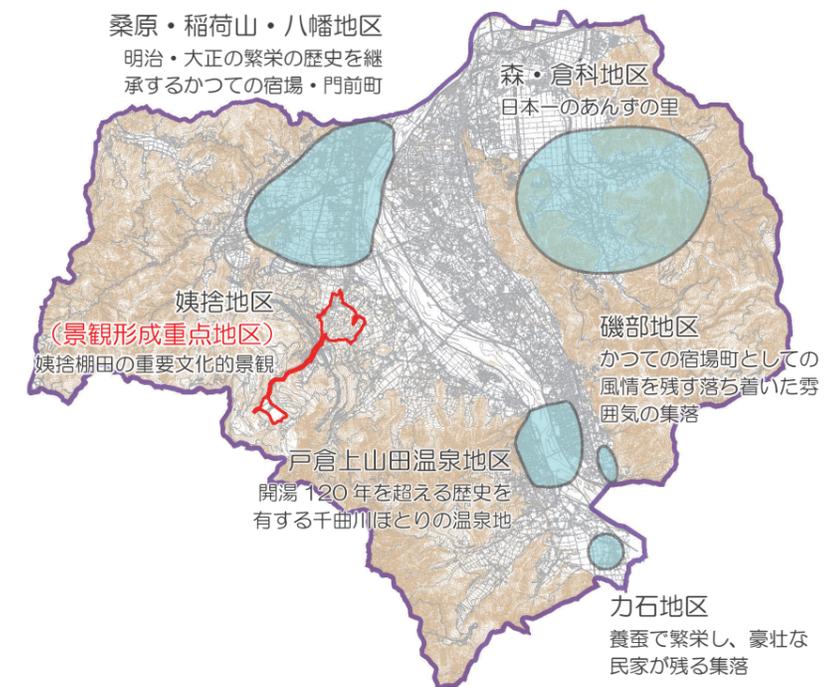
- 景観形成重点地区 第1号
姨捨地区 64.3ha

●市民が主体の景観形成

景観形成にあたっては、市民・事業者が千曲市の景観の魅力や重要性を理解した上で、主体的に取り組むことを基本としています。

●常に成長する計画

景観に対する市民の理解や協力、社会情勢への変化に対応するため、計画策定以降も景観形成重点地区の指定など、随時計画の変更や見直しを行い、常に成長する計画にしていきます。



景観形成重点地区と候補地

◆景観区分による市域全体を対象とした景観形成

1) 眺望景観の形成

千曲市は起伏に富んだ地形に囲まれ、平地に広がる市街地等の各所から、山なみや傾斜地に展開する農地が眺望できる環境にあります。

また、姨捨駅、城山史跡公園、森將軍塚古墳等の高台からは、雄大に流れる千曲川、独特の崎地形、まともある農地や集落、市街地などを一望できるほか、夜景を楽しむこともできます。

こうした多彩な眺望景観の保全に努めます。

2) 地域別の景観形成

千曲市の特徴的な景観の魅力をさらに伸ばすため、市域を以下の4地域に分け、地域の特性を活かした景観形成に取り組みます。

- (1) 山里・高原地域：豊かな自然環境の保全と山あいの集落における森林との一体感のある景観の継承
- (2) 田園地域：開発と保全に対するきめ細やかな配慮による、日本の原風景としての景観形成
- (3) 都市地域：人が集まりにぎわいのある景観を形成しつつも、背後の農地景観や山なみに調和した景観の形成
- (4) 沿道地域：地域固有の景観の創出、計画的な土地利用の検討による秩序ある景観の形成

3) 公共の空間や施設の景観形成

公共の空間や施設は、まちの基盤であると同時に、周辺の良い景観形成を誘導する重要な役割を果たしていることから、こうした働きを十分発揮できるデザイン構成や周辺景観の一体的整備、憩いや安らぎを持てる空間整備に努めます。

- (1) 道路の景観：地域イメージを表現しつつ、周辺景観になじむデザインの創出
- (2) 橋梁の景観：地域のランドマーク※となるような意匠・形態の創出
※地域の景観を特徴つける目印
- (3) 水辺の景観：親水性の高い空間整備
- (4) 公園・緑地の景観：憩いと安らぎを与える空間整備、質の高い緑化の推進
- (5) 公益施設の景観：地域の交流の拠点となるような意匠・形態の創出

区分	
山里・高原地域	●都市計画区域外の地域
田園地域	●都市計画法に基づき都市計画区域として定められた区域のうち、下記に示す都市地域以外の地域
都市地域	●都市計画法に基づき用途地域が定められた地域 ●千曲市都市計画マスタープランにおいて都市ゾーンに位置づけられた地域
沿道地域	●高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、都市計画道路（計画幅員16m以上）の両側30mの地域 （沿道地域は、山里・高原、田園、都市地域の該当区分への上乗せ制限となります。）



姨捨の棚田からの眺望



森將軍塚からの眺望



荒砥城からの眺望

